

○大府市福祉人材確保補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における障害福祉サービス事業者に従事する職員の確保のため、必要な研修を受講した者に対して、予算の範囲内において交付する大府市福祉人材確保補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、都道府県知事が指定した介護員養成研修事業者（以下「指定事業者」という。）が実施する介護職員初任者研修（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号イ及びロに掲げる研修であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の2第3第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。以下「補助対象研修」という。）の受講に係る費用のうち、研修費、事務手数料及びテキスト代とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 個人 大府市内に在住している者で、補助対象研修修了の日の翌日から起算して6月以内に市内の居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護をいう。）を行う事業者（補助対象経費について知多北部広域連合からの補助を受けることができる者を除く。）（以下「居宅介護事業所」という。）へ新たに就労し、3月以上（家族の介護、配偶者の転勤（当該修了者が引き続き市内の居宅介護事業所で勤務することが困難な場合に限る。）その他のやむを得ない理由により退職した場合は、当該退職までの期間）継続して就労する者
 - (2) 居宅介護事業所 大府市内の居宅介護事業所で、補助対象経費の一部又は全部を負担して、職員に補助対象研修を受講させ、当該職員を研修修了後3月以上（死亡、家族の介護、配偶者の転勤（当該修了者が引き続き市内の居宅介護事業所で勤務することが困難な場合に限る。）その他のやむを得ない理由により退職した場合は、当該退職までの期間）継続して雇用し、かつ、第6条の規定による交付申請時においても雇用している者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。
- (1) 市税を滞納していること。
 - (2) 暴力団員又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有すること。
 - (3) 国、他の地方自治体、機関等から補助金と同様の補助を受けたことがあり、又は受ける予定があること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額と30,000円のいずれか低い額とする。ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

2 同一年度内において、同一の居宅介護事業所に対する補助金の交付対象となる職員(以下「補助対象職員」という。)の人数は、3人を限度とする。

(実施計画書の提出)

第5条 補助金の交付を受けることを計画する者(以下「事業計画者」という。)は、補助対象研修の受講の申込みを行う前に、大府市福祉人材確保補助金実施計画書(第1号様式。以下「実施計画書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象研修の開催要項等研修内容が分かる書類
- (2) 補助対象研修の受講料等の内訳が分かる書類
- (3) 補助対象研修を受講する職員の雇用契約書の写し(原本証明したものに限る。)(居宅介護事業者である補助対象者に限る。)

2 事業計画者は、次条の規定による申請を行うまでの間に実施計画書に記載した事項に変更があった場合は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業計画者(以下「申請者」という。)は、補助対象研修の受講終了後、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める日までに、大府市福祉人材確保補助金交付申請書(第2号様式。以下「申請書」という。)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人 市内の居宅介護事業所に就労し、3月が経過した日から1月を経過した日
- (2) 居宅介護事業所 補助対象研修の受講終了後3月が経過した日から1月を経過した日

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定事業者が発行する補助対象研修の修了証明書の写し
- (2) 指定事業者が発行する領収書の写し(費用の内訳が分かるもの)
- (3) 補助対象者又は補助対象職員の雇用証明書
- (4) 補助対象経費の一部又は全部を負担したことを確認できる書類(居宅介護事業者である補助対象者に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類等を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき額を決定し、申請者に対し、大府市福祉人材確保補助金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、大府市福祉人材確保補助金請求書(第4号様式)を速やかに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定を取り消し、大府市福祉人材確保補助金交付決定取消通知書(第5号様式)により当該者に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた場合

(2) 第3条に規定する補助対象者の要件に該当しないことが分かった場合

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消されたときは、補助金の全部を市長に返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請に係る補助金については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。